

様式第 2 号（政務活動実施報告書）

平成 2 8 年 8 月 5 日

井原市議会議長
上 野 安 是 様

井原市議会議員 河 合 謙 治

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成 2 8 年 8 月 3 日（水）～平成 2 8 年 8 月 4 日（木）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大阪府大阪市東淀川区東中島 1 丁目 1 8 番 2 2 号 丸ビル別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	1. 公共施設マネジメント 1 2. 公共施設マネジメント 2
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	講師：東洋大学経済学研究科客員教授 南学氏
5. 活 動 内 容	別紙参照

1. 報告書は、政務活動終了後 2 週間以内 に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

◎公共施設マネジメント１（財源問題としての取り組み）

☆「時限爆弾」としての公共施設

- 市民の生命と財産を脅かす「時限爆弾」。
- 業務上過失致死傷害が職員に適用される？
- 更新費用の財源確保が中心課題。

☆公共施設管理上の業務上過失

- 平成１８年７月、ふじみ野市大井プールで小学２年生の児童が給水口に吸い込まれ死亡する事故。
- ⇒プール管理は民間事業者へ業務委託していたが、最高裁は市の担当職員の業務上過失致死傷罰（禁固１年半）の判決。一方、受託業者は、当初「起訴猶予」。施設所有者は、業務上、観客等の安全を確保できる施設を提供する責務。

☆「白書」以後の一般的課題

- 「白書」を作成しても、改革は進まない。
- 「計画してから実践」の罫。
- 行政改革の根幹的課題という認識が必要。
- 首長のリーダーシップが重要。
- 走りながら考える。（フィードバック型計画・実践）

☆従来型「総合計画」の虚構

- ５年先も見通せない「温暖化、激変社会」。
- 積み上げ型総合計画、発想の限界。
- いずれ実現する「拡充」型。
- 合意形成が難しい「縮充」型。
- 役所内作成では実現しない「公民連携」。

☆公会計改革との結合

- 固定資産台帳で、正確な状況把握。
- 設備の減価償却の組み込みで「老朽化」判定。
- 建物、設備情報で更新の優先順位判断。
- 事業別、施設別「財務諸表」で可能に。
- 複式簿記・発生主義会計で、脱「削減主義」。
- 「運営」から「経営」への発想転換。

☆公共施設マネジメントの「方程式」

$$\begin{array}{ccccccc} \text{財源確保} & = & \text{総面積の統廃合} & + & \text{民営化} \\ \text{(課題)} & & \text{(面積圧縮率)} & & \text{(経費圧縮率)} \\ & & + & & \\ & & \text{受益者負担増} & + & \text{遊休資産活用} \\ & & \text{(受益偏在改善率)} & & \text{(売却・貸付率)} \end{array}$$

○単純な面積圧縮ではない。(縮充で)

☆行政サービスの「ポートフォリオ」

$$\begin{array}{ccccccc} \text{限定された財源} & = & \text{福祉・医療} & + & \text{公共施設マネジメント} \\ & & \text{(介護・健保)} & & \text{(縮充)} \\ & & + & & \\ & & \text{防災・防犯} & + & \text{教育} \\ & & \text{(命と財産)} & & \text{(次世代への投資)} \\ & & + & & \\ & & \text{道路・上下水道料} & & \\ & & \text{(生活インフラ)} & & \end{array}$$

◎公共施設マネジメント2 (拡充から縮充へ機能ベースの施設再編成)

☆「行政財産」の縦割り構造

○行政財産⇒行政目的⇒部局の管理⇒縦割り

○行政目的⇒条例で使用・料金規定⇒固定化

○目的外使用不可⇒変化への対応が出来ない。

☆学校施設の稼働時間は非常に少ない

○学校施設の稼働率試算

月 10か月 80%、 週 5日間 70%、 日 7時間 30%

$1.0 \times 0.8 \times 0.7 \times 0.3 = 0.168$ (16.8%)

☆公立図書館の意味のない「一人当り貸出冊数」

○貸出登録率は、20%程度。

○年に1回以上の利用は、その半分程度。

○利用者の1割が9割の貸出を受ける。

○年30回以上は、0.1%の事例も。

○貸出冊数よりも入館者数で評価すべき。

☆図書館管理運営

- 管理運営に関する協定で役割と責任を分担。
- 複合館では、指定管理と直営が同居する事例も。
- 図書館「司書部」、博物館「学芸部」を直営でも。
- 他自治体、公共団体を指定管理者にも出来る。

☆台湾の「無人図書館」事業の活用

- 2005年からスーパーの中に100㎡(32坪)ほどで、「智慧図書館」として開設。
(10時から22時の開館、年中無休。1万人以上、7万冊以上の貸出)
- 地下鉄構内では、6時から24時の開館で、約200㎡(60坪)。
- 松山空港駅にも開設。旅行書を中心に。
- 公園内には、200坪で太陽エネルギー学習館と併設。

☆身近なスポーツは公民館

- 実は、スポーツに使いにくい体育館。
- 人気は、ヨガ、社交ダンス、フラダンス、卓球。
- プールとマシン、スタジオなら民間施設。
- 体育館の避難場所は、「悲惨な収容所」に。
- 総合型スポーツクラブが使える施設が無い。
- 増殖する「ランナーズ・スペース」。
- 特定団体の利用が多い。(自主事業は1割程度)
- リハーサル室は予約で満杯。

☆「直営 v s 民間」の不毛な対立

- 純粋な直営はほとんど無い。
- 民間は利益優先で「安かろう悪かろう」か。
- 委託しても、指定しても、行政責任が基本。
- なぜ、駐車違反の取締が民間委託に？
- 公務員が施設保守点検をするのか。
- 業務分析で最適な組合せを検討する。
- 経費削減の最適解は「直営」(？)
- 施設(ハード)の管理は包括で専門事業者に。

☆指定管理者制度と委託の違い

- 業務委託との区別。（責任の所在と分担）
- 複数年契約。（雇用の確保、運営の安定）
- 処分行為（利用許可、料金徴収）の権限。
- 責任（リスク）分担の問題。
- コスト削減を主目的にする間違い。
- 公務員（直営）の限界から始まった制度。
- 問題点の大半は、ミッション議論の不足と契約知識の不足。
- 議会の議決と情報公開。（公共性の担保）

☆もし、屋内プールを設置したら

- 小中学校のプールを廃止して、共有化出来る。
- 学校プールの稼働は、年に1か月以下。
- 水泳指導は、数時間しかない。
- 小学校の先生は、水泳指導が出来ているか。
- 佐倉市、岡山市で民間に水泳指導委託。
- 屋内プールなら年間計画で、確実な指導。
- 巡回バスがあれば、通院・買物バスにもなる。

☆総合型地域スポーツクラブの活用

- 地域スポーツクラブには「場所」が必須。
- 公民館の多目的室、校庭と体育館を活用。
- 専任の指導員で、健康管理。
- 建設費と減価償却費負担がない管理運営。
- 安い費用で経営が出来る。
- 更衣室、シャワー室は、災害時の避難場所に。

☆所感

- 公共施設については、バブル時代に建設しすぎたものが、これから、減価償却期間がなくなり、また、老朽化もますます進みます。管理についても、直営を民間に指定管理・委託を考えていけないといけない時期にどこの公共団体も来ています。当市においても、施設の合理化・民営化を施設毎に対して、評価・検討していかないといけないと痛感しました。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成28年 8月12日

井原市議会議員
上野 安是 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成28年8月3日（水）～平成28年8月4日（木）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	*人口減少時代の課題と公共施設政策のポイント 8月3日（水） 10:00～12:30 公民連携 14:00～16:30 公共施設マネジメント1 8月4日（木） 10:00～12:30 公共施設マネジメント2 14:00～16:30 予算編成手法の改革可能性
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授 南 学 様
5. 活 動 内 容	I 公民連携 ◎「民間化」のトレンドをつかむ 1) 拡大する「公共」への民間参入 2) 指定管理で可能な公共施設からの収益 3) 連携の基本はリスク（責任）分担 ① ニュース記事から（価値）からみる違い *投資家からみた視点（決算）⇒一般企業は決算が全て *納税者からみた視点（予算）⇒役所は予算重要視 市民も決算は意識しない

	② 「行政改革」の本丸、「制度改革」 *介護保険制度（「措置行政」から「契約制」へ） *指定管理者制度（目的・期間設定・評価） ▼「行政サービス」から「公民連携」へ ③ 指定管理者制度と業務委託との違い *業務委託との区別（責任の所在と分担）⇒業務委託はしない方がよい。するなら民間に渡した方がよい。 *複数年契約（雇用の確保、運営の安定）⇒基本は民間 *処分行為（利用許可、料金徴収）の権限 *責任（リスク）分担の問題⇒公民共 *コスト削減を目的にする間違い⇒直営にした方がよい。 *公務員（直営）の限界から始まった制度 *問題点の大半は、ミッション議論の不足と契約知識の不足 *議会の議決と情報公開（公共性の担保） ④ 図書館は指定管理になじまない？ *かつては、公共施設は直営原則だった *20年前から、業務委託を出資団体に、この頃から、公務員以外の職員雇用も *平成15年から指定管理者制度導入 *図書館に対する「固定観念」でガラパゴス化 *反対は、「職域確保」と「固定客」との「連携」 *機能とミッションの再定義で公民連携に ⑤ 「役所流」評価のための評価 *利用者数と収入で評価する総合体育館 *体育館はスポーツ施設か、イベント会場か *前年対比で評価できるのか（災害時は？） *どのように活用したら最終目標なのか *「利益」のない、直接経費と一般管理費？ *9ヶ月の指定期間延長を公募で行う？ *現場を知らない総務部門が評価・募集権限 ⑥ 公共施設の包括管理のインパクト *誰が施設の安全管理に責任をもつのか、仕様書も見積書もチェックできない実態。 *数多くの無責任「契約」のコスト、一本化で安全責任と経費縮減を達成、地元業者にも大きなメリットがある。 *予算編成のあり方が問われる ⑦ リスク分担と「公民連携」 *業務委託は、仕様書に基づく履行管理と確認が中心 *指定管理者制度では、提案をもとに協定書 *リスク分担も「公民連携」で *業務上過失致死傷罪の摘要想定が分かりやすい。 ⑧ 注目される大阪での新事例 *「大阪城天守閣」を博物館から観光施設に、しかし、博物館機能は、直営で維持 *指定管理料は、マイナス数億円。「魅力を高める施設」を事業者の負担で整備。 *性格の異なる複数施設は、指定管理が最適、中之島図書館（府立）でも、根幹機能は直営。
--	--

	* 指定管理を基本に、直営も含めた公民連携 ⑨ もし、屋内プールを設置したら * 学校のプールの稼働は、年に1ヶ月以下である。小中学校のプールを廃止して、共有化できる。 * 水泳指導は数時間しかない。小学校の先生は、指導ができていますか？佐倉市、岡山市では民間に委託している。 * 屋内プールなら年間計画で、確実な指導が可。巡回バスがあれば通院・買い物バスにもなる。 ⑩ 公民連携型の事業例 * 庁舎整備をリース方式で（高浜市） * 学校プールの廃止（高浜市） * 大阪城公園で3億円（大阪市） * 児童増加時の校舎（高松市） Ⅱ 公共施設マネジメント1 ◎ 財源問題としての取り組み 1) 財源問題としての公共施設マネジメント 2) 実践に結びつく「計画」策定の手法 3) 公会計改革との連動で、経営力強化 ① 「時限爆弾」としての公共施設 * 市民の生命と財産を脅かす「時限爆弾」 ・ 2011. 3. 11. 東日本大震災、九段会館（東京）天井崩落 ・ 2012. 12. 2. 中央自動車道笹子トンネル天井版崩落 * 業務上過失致死傷罪が職員に摘要される？ * 更新費用の財源確保が中心課題 * 交付税制度では、財源確保ができない * 固定資産税台帳の整備からはじまる * 公共施設・インフラマネジメントは行政改革 * 従来の発想を機能中心に見直す ② 公共施設管理上の業務上過失 * 平成 18 年 7 月、ふじみ野市大井プールで小学校 2 年生の児童が給水口に吸い込まれ死亡するという事故が発生した。プール管理は民間事業者へ業務委託していたが、最高裁は市の担当職員の業務上過失致死傷罪（禁固 1 年半）の判決を下した。一方、受託業者は、当初「起訴猶予」となった。 * 施設所有者は、業務上、観客等の安全を確保できる施設を提供する責務がある。 ③ 「白書」以後の一般的課題 * 「白書」を作成しても、改革は進まない * 「計画してから実践」の罠 * 行政改革の根幹的課題という認識が必要 * 首長のリーダーシップが重要 * 走りながら考える（フィードバック型計画・実践） ▼ 実態把握、更新手法、統廃合、経費削減、効果的投資手法、資金調達等の総合的対応手法は試行錯誤の段階（総務省も含めて）
--	--

	④ 従来型「総合計画」の虚構 * 5年先も見通せない「温暖化、激変社会」⇒情勢の変化 * 積み上げ方総合計画、発想の限界 * いずれ実現する「拡充型」。合意形成が難しい「縮充型」 * 役所内作成では実現しない「公民連携」 ⑤ 公会計改革との結合 * 固定資産台帳で、正確な状況把握 * 設備の減価償却の組み込みで「老朽化」判定 * 建物、設備情報で更新の優先順位判断 * 事業別、施設別「財務諸表」の可能に * 複式簿記・発生主義会計で、脱「削減主義」 * 「運営」から「経営」への発想転換 ⑥ 公共施設マネジメントの「方程式」 * 財源確保（課題）＝ ○総面積の統廃合（面積圧縮率）＋ ○民営化（経費圧縮率）＋ ○受益者負担増（受益偏在改善率）＋ ○遊休資産活用（売却・貸付率） ▼単純な面積圧縮ではない（縮充で） ⑦ 行政サービスの「方程式」 * 限定された財源＝ ○福祉・医療（介護・健保）＋ ○公共施設マネジメント（縮充）＋ ○防災・防犯（命と財産）＋ ○教育（次世代への投資）＋ ○道路・上下水道料（生活インフラ） ▼市民による選択肢が提起されている Ⅲ 公共施設マネジメント 2 ◎「拡充」から「縮充」へ） ◎（機能ベースの施設再編成） 1) 利用されていない（？）公共施設の再編成 2) 機能重視で複合化をデザインする 3) 施設所有より利用を優先するリース方式 ① 「行政財産」の縦割り構造 * 行政財産⇒行政目的⇒部局の整理⇒縦割り * 行政目的⇒条例で使用・料金規定⇒固定化 * 目的外使用不可⇒変化への対応ができない ② 施設から機能への発想転換 <table> <tr> <td>○○センターの施設内容</td><td>★受付・相談窓口</td></tr> <tr> <td></td><td>★情報・資料コーナー</td></tr> <tr> <td></td><td>★研修・会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>★中・小ホール</td></tr> <tr> <td></td><td>★事務室</td></tr> <tr> <td></td><td>★ラウンジ 等々</td></tr> </table> ③ 稼働時間は非常に少ない 学校施設の稼働率試算 ■ 月 10ヶ月 80%	○○センターの施設内容	★受付・相談窓口		★情報・資料コーナー		★研修・会議室		★中・小ホール		★事務室		★ラウンジ 等々
○○センターの施設内容	★受付・相談窓口												
	★情報・資料コーナー												
	★研修・会議室												
	★中・小ホール												
	★事務室												
	★ラウンジ 等々												

■ 週 5日間 70%
■ 日 7時間 30%

$$1.0 \times 0.8 \times 0.7 \times 0.3 = 0.168 \text{ (16.8\%)}$$

- ④ 公立図書館の利用者は地域住民の1割程度に過ぎない
(約9割が経費を負担)

*意味のない「ひとり当たり貸し出し冊数」

- ・貸し出し登録率は20%程度
- ・年に1回以上の利用はその半分程度
- ・利用者の1割が9割の貸し出しを受ける
- ・年30回以上は0.1%の事例も
- ・貸し出し冊数よりも入館者数で評価すべき

*管理運営に関する協定で役割と責任を分担

*複合館では、指定管理と直営が同居する事例も

*図書館「司書部」、博物館「学芸部」を直営でも

*他自治体、公共団体を指定管理者にもできる

- ⑤ 図書館機能は複数、利用は少数

*10%前後の図書館利用者(年間30回以上は0.1%)

*中心サービスは貸し出しと子供への読み聞かせ

*暇つぶし? 調査研究? 交流? 自習?

*専門図書は、県立や近隣市の図書館を活用

*貸出、閲覧のみなら無人図書館や自動貸出返却機

・台湾の無人図書館事業の活用例

(スーパー、地下鉄構内、駅、公園等に開設)

*美術館、博物館の「毎日開館」は必要か

- ⑥ 身近なスポーツは公民館

*実は、スポーツに使いにくい体育館

*人気は、ヨガ、社交ダンス、フラダンス、卓球

*プールとマシン、スタジオなら民間施設

*体育館の避難所は「悲惨な収容所」に

*総合型スポーツクラブが使える施設がない

*増殖する「ランナーズ・スペース」

*特定団体の利用が多い(自主事業は1割程度)

*リハーサルは予約で満杯

- ⑦ 老人福祉センターで、利用登録者一人当たりの税金投入額20万円以上(横浜市)

- ⑧ 「直営 VS 民間」の不毛な対立

*純粋な直営はほとんどない

*民間は利益優先で「安かろう悪かろう」か

*委託しても、指定しても、行政責任が基本

*なぜ、駐車違反の取締りが民間に?

*公務員が施設保守点検をするのか

*業務分析で最適な組み合わせを検討する

*経費削減の最適解は「直営」?

*施設(ハード)の管理は包括で専門業者で

- ⑨ 指定管理と直営との組み合わせも

*公共施設の管理運営に関する指定(委任)

*直営と、業務委託は自治体に責任

*リスク(責任)分担で、刑事罰適用も「分担」

	⑩ もし、屋内プールを設置したら *小中学校のプールを廃止して、共有化できる *学校プールの稼動は、年に1ヶ月以下 *水泳指導は、数時間しかない *小学校の先生は、水泳指導ができていない *佐倉市、岡山市で民間に水泳指導委託 *屋内プールなら年間計画で、確実な指導 *巡回バスがあれば、通院・買い物バスにもなる ⑪ 総合型地域スポーツクラブの活用 *地域スポーツクラブには「場所」が必須 *公民館の多目的室、校庭と体育館を活用 *専任の指導員で、健康管理 *建設費と減価償却費負担がない管理運営 *安い費用で経営ができる *更衣室、シャワー室は、災害時の避難場所に IV 予算編成手法の改革可能性 ◎住民代表の議員・議会の役割 1) 1件ごとの「査定」方式は有効か 2) 発生主義・複式簿記導入のインパクト 3) 政策優先の予算編成方式の可能性 ① 国と地方の違い *権力分立と二元代表制（個別法規定と自治法） *議院内閣制と大統領制（変化への対応と安定） *政策別縦割りと総合調整（マクロ政策と現場対応） *国防と外交、景気調整機能（財政機能の違い） *政策中心と事業中心（国の事業は既得権保護に） ② 予算・決算における議会の審議件 *自治法による予算書は「款項目」のみ *事業別予算書の「審議」はできない？ *「質問」という形式での実質的審議の確保 *予算策定は「事業別」でも予算書は「款項目」 *予算・決算特別委員会設置で縦割りを克服 *条例で委員会設置・構成を規定 *三重県議会では、予算決算常任委員会を設置。構成は、議長を除く全員で ③ 予算審議の対象が増える *誰もわからない「款項目」の予算書。複数の事業が同じ「目」にあることも *「事業予算書」は一見、分かりやすいが、事業のフルコストが分からない *発生主義・複式簿記（企業会計）の導入効果 *正確なフルコスト把握と的確な投資計画 *三つの財務関連資料をどのように読み解くか？ ④ 民間委託は安くなるか？（官民コスト比較表から） *安くなる理由 ★働きの違い⇒民間は公立（直営）の2倍以上よく働いている
--	---

	★継続して仕事がない業務に⇒フルタイムの正規職員が当てられている。 ★公務員でなくてもできる単純労働に⇒給与の高い正規の公務員が当てられている。 *民間委託が高くなるケースも ★契約、管理監督、支払いなどの業務がふえる ⇒学校給食など（栄養士が他校と兼ねるとよい） ★専門的業務は民間も人件費が高く、チェックできない ⇒システム開発・メンテナンス ★カルテルを結ばれたら対抗できない ⇒ゴミ収集・運搬業務 ⑤ 図書館のコスト試算の結果（コストの可視化） <table> <tr> <td>*入館・閲覧（開館準備）</td> <td>277 円／人</td> </tr> <tr> <td>*貸し出し（返本後の整理）</td> <td>176 円／冊</td> </tr> <tr> <td>*予約受付</td> <td>566 円／冊</td> </tr> <tr> <td>*返本督促</td> <td>1,844 円／件</td> </tr> <tr> <td>*レファレンス（簡易）</td> <td>913 円／件</td> </tr> <tr> <td>*レファレンス（複雑）</td> <td>5,319 円／件</td> </tr> <tr> <td>*企画（お話会等）</td> <td>14,942 円／人</td> </tr> </table> ⑥ 公務員制度は身分制度 *給与表適用の公務員の仕事として 定型・現業業務 ⇒ 単純外部委託 高度な専門業務 ⇒ 事業委託 ▼公務員の専門性が問われる 所見 私は、このたび2日間にわたり、地域創生と並んで今後の重要な施策になるであろう公共施設マネジメントについて勉強させていただいた。公民連携からマネジメント、そして予算編成の改革可能性まで、非常に巾広く研修をさせてもらった。今年の3月には本市でも公共施設白書も公表され、6月定例市議会において、同僚議員からの質問で、市長から今後の財政見通しについて詳しい説明があった。同じく6月市議会の報告事項として、公共施設等総合管理計画を今年度策定するとの計画案も示された。また私の所属している総務文教委員会でも行政視察で、公共施設マネジメントに積極的に取り組んでいる先進地の視察を計画している。少子高齢化が顕著に成り、扶助費の増大が懸念され、財政も逼迫していくことが予想される。市民とひざを交えて真剣に話し合いを進めなければならない時代がまもなく訪れる。首長をはじめとした行政の手腕が問われそうだ。私自身、今回の研修は、今後の議員活動を進めるうえでも非常に参考になり、よい勉強をさせていただいたと思っています。	*入館・閲覧（開館準備）	277 円／人	*貸し出し（返本後の整理）	176 円／冊	*予約受付	566 円／冊	*返本督促	1,844 円／件	*レファレンス（簡易）	913 円／件	*レファレンス（複雑）	5,319 円／件	*企画（お話会等）	14,942 円／人
*入館・閲覧（開館準備）	277 円／人														
*貸し出し（返本後の整理）	176 円／冊														
*予約受付	566 円／冊														
*返本督促	1,844 円／件														
*レファレンス（簡易）	913 円／件														
*レファレンス（複雑）	5,319 円／件														
*企画（お話会等）	14,942 円／人														

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成28年 8月 12日

井原市議会議長
上野 安是 様

井原市議会議員 宮地 俊則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実 施 期 間	平成28年8月3日（水）～8月4日（木）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	大阪市東淀川区東中島1－18－22 丸ビル別館
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地方議員研究会 人口減少時代の課題と公共施設政策のポイント in 大阪
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	南 学（東洋大学経済学研究科公民連携専攻客員教授・ 元横浜市役所職員）
5. 活 動 内 容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

5. 活動内容

○公共施設マネジメント1

- ・ 財源問題としての公共施設マネジメント
- ・ 実践に結びつく「計画」策定の手法
- ・ 公会計改革との連動で、経営力強化

○公共施設マネジメント2

- ・ 利用されていない（？）公共施設
- ・ 機能重視で複合化をデザインする
- ・ 施設所有より利用を優先するリース方式

所見

「公共施設マネジメント」これは一言で言うと近い将来、必ずやってくる公共施設の老朽化と財政難へのバランスのとれた効率的な「経営」が行政に求められてくるという大変重要な課題である。

「公共施設等総合管理計画」の策定は、2014年4月に総務省から全自治体に対して要請がなされ、ほとんど全ての自治体が策定作業を行っている現状にある。井原市においてもその方向に従って進められている。

しかしながら、計画策定というミッションを達成、もしくは、達成直前の自治体の担当者の多くは、「計画は策定できても、どこから手をつけるかで壁にぶつかっている」という悩みを抱えているのが現状のようである。つまり、「計画してから実践」さあ、やろう、と思っても何をしてよいかわからない、ということである。

何よりも行政改革の根幹的課題という認識が必要であり、当然のことながら首長のリーダーシップが重要である。具体的に計画を進めていく上で大切なのは単純な面積圧縮ではない、ということ。つまり決して面積の削減（統廃合）だけすればよいのではなく、民営化（経費圧縮）や遊休資産の活用（売却・貸付）なども選択肢として持っていなければならない、というものである。

多くの事例が紹介されたが、従来の考え方からするとかなり突飛なものである。何より行政に対し、発想の転換、頭の切り替えが強く求められていると感じた。例えば、夜間駐車場の空いている市役所の中にコンビニを開店することにより、賃料が得られ、職員・来庁者も利用できる、というものである。また、社会教育施設として重要と思われる図書館も実際に利用しているのはわずか数パーセントの市民に過ぎないという現実。一部の団体にほぼ独占された状態の体育館。また、熊本地震などの経験から明らかになった災害時の避難場所として指定されつつも使い勝手の悪い体育館。一年に一か月しか使用しないプール等々。

これらのことから図書館の指定管理団体への移行。体育館とスポーツクラブとの合築。各学校にあるプールを廃止し、共有化できる屋内プールを設置して年間通じて利用する。移動には利用の少ないコミュニティバスを利用など。

こうした発想には既成概念からの脱却が何より必要であり、例えば指定管理団体に有能な公務員が居れば、入っても構わない、というものである。

講師のことば。「発想を変えれば 道筋はいくらでも見えてくる」

○予算編成手法の改革可能性

- ・一件ごとの「査定」方式は有効か
- ・発生主義・複式簿記導入のインパクト
- ・政策優先の予算編成方式の可能性

所見

地方自治法上、歳入はその性質別に、歳出は目的別に区分するよう規定されている。したがって、その金額が議会の議決対象となっている。

このことから事業別予算書ではないので事業別ごとの審議は難しいのが現状である。

今回の講義では発生主義・複式簿記（企業会計）の導入効果や公共施設・インフラマネジメントは行政改革であることの意義、公共施設に対する従来の発想を機能中心に見直す必要性、民間委託により安くなるケースやその理由、逆に高くなるケースや理由など具体的な事例で紹介されました。

ただ、講師が元横浜市役所の職員時での事例が多く、人口4万人余りの井原市には当てはまらない事例もいくつかありましたが、考え方としては大変参考になりました。